

小諸市地域活動支援センター事業実施業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 一般事項

(1) 業務名

小諸市地域活動支援センター事業実施業務委託

(2) 業務内容

別紙1「小諸市地域活動支援センター事業実施業務委託基本仕様書」のとおり

(3) 業務概要

小諸市地域活動支援センター事業実施要綱（平成 28 年小諸市告示 147 号）に基づき地域活動支援センター事業を行う。

(4) 履行期間

平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

(5) 業務委託料上限金額

年額 9,000,000 円（税込み）

(6) 担当課

小諸市役所民生部厚生課（福祉係）

2 参加資格

次の(1)から(9)のすべてに該当するものとする。

(1) 平成 31 年 4 月 1 日において、次のいずれかの事業を小諸市内で 1 年以上実施している法人であること。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条に規定する事業

イ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 に規定する事業

ウ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条又は第 8 条の 2 に規定する事業

(2) 本事業開始日において、本事業の実施に必要な場所を確保できること。（所有の有無は問わないが、履行期間中の使用に支障がないこと。）

(3) 障がい者等の支援に必要な知識、技術を有していること。

(4) 本市の障がい者等の状況及び施策を十分に把握していること。

(5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(6) 小諸市暴力団排除条例（平成 23 年小諸市条例第 28 号）第 6 条の規定による措置を受けていないこと。

(7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

(8) プロポーザル参加申請書（様式 1）の提出期限から受託候補者の決定の日において建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成 12 年小諸市告示第 32 号）の規定に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 地方税及び国税のいずれも滞納していないこと。

3 実施スケジュール

項目	日程
実施要領等の公表	平成 31 年 1 月 7 日
参加申請書及び企画提案書の提出期間	平成 31 年 1 月 7 日～平成 31 年 1 月 25 日
質問受付・回答	平成 31 年 1 月 7 日～平成 31 年 1 月 18 日
ヒアリング審査（プレゼンテーション）	平成 31 年 2 月中旬予定
選定結果の通知	平成 31 年 2 月下旬予定
契約締結	平成 31 年 4 月 1 日

4 参加申請書（様式 1）及び提案書類等（小諸市地域活動支援センター業務受託候補者募集に係る申請様式）の提出

(1) 提出方法

郵送または持参

(2) 提出部数

1 部

(3) 提出期間

平成 31 年 1 月 7 日（月）～平成 31 年 1 月 25 日（金）17 時必着

(4) 提出先

小諸市役所民生部厚生課福祉係

5 質疑応答の方法

(1) 提出方法

書面又は E メール（電話、来庁等による口頭での質問は受け付けません。）

(2) 提出期間

平成 31 年 1 月 7 日（月）～平成 31 年 1 月 18 日（金）12 時まで

(3) 回答方法

質問内容とあわせて市ホームページにて公表します。

6 辞退届

(1) 提出方法

郵送または持参

(2) 提出期限

平成 31 年 2 月 5 日（火）17 時まで

(3) 提出先

小諸市役所民生部厚生課福祉係

7 ヒアリング審査

(1) 実施日時

平成 31 年 2 月中旬予定

※詳しい日時、場所については別途通知します。

(2) 実施方法

1 応募事業所につき約 1 時間（プレゼンテーション約 40 分、質疑応答約 20 分）

8 審査方法等

(1) 選考方法

提出書類による事前審査及びヒアリング審査により、別添評価項目の評価点の合計点数が最も高かった事業者を受託候補者として選定する。

なお、評価項目の合計点数の最も高い事業者が複数あった場合には、選定委員の多数決によって受託候補者を決定する。

(2) 提案者が 1 者の場合の措置

提案者が 1 者であってもヒアリング審査を実施し、評価点の合計点数が過半数を超える場合は受託候補者とする。

9 契約に関する事項

受託候補者と市が協議し、企画提案書による内容を基本として小諸市財務規則に従い契約を締結する。

10 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 企画提案書等必要な書類を期限までに提出しなかった場合
- (2) ヒアリング審査（プレゼンテーション）に出席しなかった場合
- (3) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (4) 応募書類に虚偽又は不正があった場合
- (5) その他不正行為があった場合